

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月8日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第5号

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第4⁽²¹⁾の項中「期間」を「時間又は期間」に改め、同表⁽²²⁾の項中「認められる期間」を「認められる時間又は期間」に改め、同表⁽²⁵⁾の項中「内で」を「以内で」に改め、同表⁽²⁶⁾の項中「を目的として医師が行う治療行為を受けるため、」を「に係る通院等のために」「5日内」を「5日（当該通院等が特に頻繁な通院を要するとして別に定めるものである場合にあっては、10日）以内」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)